資料５－２

○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

平成６年３月31日規則第40号

改正

平成６年10月28日規則第109号
平成９年４月３日規則第60号
平成10年３月24日規則第22号
平成12年３月29日規則第122号
平成16年３月31日規則第52号
平成17年10月28日規則第120号
平成20年３月31日規則第21号
平成24年３月30日規則第25号
平成26年３月28日規則第25号
平成28年３月31日規則第48号
令和元年９月24日規則第27号
令和２年３月31日規則第30号
令和３年３月31日規則第34号
令和６年３月29日規則第23号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道立地域食品加工技術センター条例（平成６年北海道条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入館者の遵守事項）

第２条　入館者は、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の利用につき、条例、この規則及び条例第４条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　施設、機器等を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

（２）　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

２　指定管理者は、入館者が前項の規定に違反し、技術センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者について、技術センターの利用を制限し、又は退館させることができる。

（利用料金の額の承認）

第３条　指定管理者は、条例第12条第３項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第１号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（利用料金の還付の基準）

第４条　条例第12条第５項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第１項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

（１）　条例第８条第１項の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

（２）　条例第11条第２項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第５条　条例第12条第６項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。

（依頼試験等の手続）

第６条　技術センターに試験又は分析を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、別記第２号様式の試験分析依頼書に知事が指定する数量の現品を添えて、知事に申し込まなければならない。

２　前項の規定による申込みは、同項の知事が指定する数量の現品を除き、あらかじめ指定された電

子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（手数料）

第７条　条例第13条第２項の手数料の額は、別表のとおりとする。

（成績書の交付）

第８条　知事は、依頼に係る試験又は分析が完了したときは、別記第３号様式の成績書を依頼者に交付するものとする。

２　前項の成績書の謄本の交付を受けようとする者は、別記第４号様式の成績書謄本交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、試験分析依頼書に併記してこれに代えることができる。

３　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（依頼現品の返還等）

第９条　試験又は分析のために提出された現品は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定による現品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。

（手数料の納付）

第10条　依頼者又は成績書の謄本の交付を受けようとする者は、試験分析依頼書又は成績書謄本交付申請書を提出する際に、手数料を納めなければならない。

（知事による管理）

第11条　条例第16条第１項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第２条第１項中「条例第４条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、同条第２項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第４条中「同条第１項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第16条第２項の規定により読み替えられた条例第12条第１項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第５条中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

附　則

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年10月28日規則第109号）

この規則は、平成６年11月１日から施行する。

附　則（平成９年４月３日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年３月24日規則第22号）

１　この規則は、平成10年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附　則（平成12年３月29日規則第122号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第52号）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（平成17年10月28日規則第120号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第21号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第25号）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月28日規則第25号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第48号）

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月24日規則第27号）

1　この規則は、令和元年10月１日から施行する。ただし、別記第１号様式から別記第４号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月31日規則第30号）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月31日規則第34号抄）

（施行期日）

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（令和６年３月29日規則第23号）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

別表（第７条関係）

1　試験を依頼する場合

| 区分 | 手数料 | |
|---|---|---|
| 一般生菌数 | １件ごとに | 11,200円 |
| 大腸菌群 | 同 | 11,200円 |
| 耐熱性菌数 | 同 | 12,400円 |
| 乳酸菌数 | 同 | 10,300円 |
| 真菌数（カビ、酵母） | 同 | 11,500円 |
| 嫌気性菌数（ＧＡＭ培地） | 同 | 11,900円 |
| 大腸菌 | 同 | 10,300円 |
| ブドウ球菌 | 同 | 10,300円 |
| 腸炎ビブリオ菌 | 同 | 10,500円 |
| サルモネラ菌 | 同 | 10,500円 |
| 水分活性測定 | 同 | 5,200円 |
| 糖度測定 | 同 | 2,500円 |
| ｐＨ測定 | 同 | 2,550円 |
| 粘度測定 | 同 | 10,300円 |
| 色測定 | 同 | 3,800円 |
| 比重測定 | 同 | 5,100円 |
| 屈折率測定 | 同 | 5,050円 |
| 異物検査 | 同 | 5,100円 |

| | | |
|---|---|---|
| 普通物性測定 | 同 | 8,200円 |
| その他の試験 | 1件ごとに2,500円以上12,200円以下の範囲内で知事の定める額 | |

2　分析を依頼する場合

| 区分 | 手数料 | |
|---|---|---|
| 灰分分析 | 1件ごとに | 4,700円 |
| 水分分析（絶乾法） | 同 | 4,650円 |
| たんぱく質分析 | 同 | 8,500円 |
| 脂質分析 | 同 | 7,950円 |
| 繊維分析 | 同 | 10,900円 |
| 食塩分析 | 同 | 7,850円 |
| アルコール分析 | 同 | 7,800円 |
| 脂肪酸組成分析 | 同 | 50,200円 |
| アミノ酸組成分析 | 同 | 71,200円 |
| 有機酸分析 | 同 | 39,100円 |
| 無機質分析 | 同 | 9,200円 |
| 添加物分析（簡易） | 同 | 12,300円 |
| 添加物分析（複雑） | 同 | 22,200円 |
| 水溶性ビタミン分析 | 同 | 16,600円 |
| 脂溶性ビタミン分析 | 同 | 22,200円 |
| 食物繊維分析 | 同 | 61,400円 |
| 普通分析 | 同 | 8,350円 |
| 糖類分析 | 同 | 14,800円 |
| 無脂乳固形分分析 | 同 | 12,900円 |
| 乳脂肪分分析 | 同 | 5,400円 |
| その他の分析 | 1件ごとに4,650円以上71,200円以下の範囲内で知事の定める額 | |

3　成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本　1通につき590円

別記第１号様式（第３条関係）

# 利用料金承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

主たる事務所の所在地
指定管理者の名称
代表者の氏名

北海道立地域食品加工技術センターの利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立地域食品加工技術センター条例第12条第３項の規定により、申請します。

| 区　　分 | 利用料金の額（円） | 備　　考 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格　Ａ４）

別記第２号様式（第６条関係）

# 試　験　分　析　依　頼　書

年　　月　　日

北海道知事　様

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（　　）　　局　　番

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第６条の規定により、次のとおり試験（分析）を依頼します。

記

| | |
|---|---|
| １　現品の品目及び数量 | |
| ２　依　　頼　　内　　容 | |
| ３　成績書の謄本の必要部数 | 部 |
| ４　備　　考 | |

（日本産業規格　Ａ４）

別記第３号様式（第８条関係）

# 成　　績　　書

第　　号

年　　月　　日

様

北海道知事　　㊞

年　　月　　日付けで依頼のありました試験（分析）の結果は、次のとおりです。

記

| | |
|---|---|
| １　現品の品名及び数量 | |
| ２　依　頼　内　容 | |
| ３　試験（分析）結果 | |

（日本産業規格　Ａ４）

別記第４号様式（第８条関係）

# 成績書謄本交付申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第８条第２項の規定により、次のとおり成績書の謄本の交付を申請します。

記

| | |
|---|---|
| １　成績書の名称 | |
| ２　成績書番号及び交付年月日 | |
| ３　必要部数 | 部 |
| ４　備考 | |

（日本産業規格　Ａ４）